

一般社団法人日本オンライン協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本オンライン協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、IT（インフォメーション・テクノロジー情報技術）を通じて企業と生活者とメディアを結び、ITの普及と有益な情報を配信することで情報格差を無くし企業と人々の生活を便利で楽しく豊かにすることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) IT技術に関する情報発信及び活用方法の提案・支援事業
- (2) IT技術を普及させるためのイベント事業
- (3) IT技術に関する会員への研修事業
- (4) IT技術に関する異業種交流事業
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 当法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。